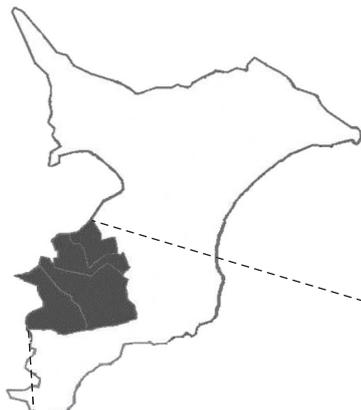


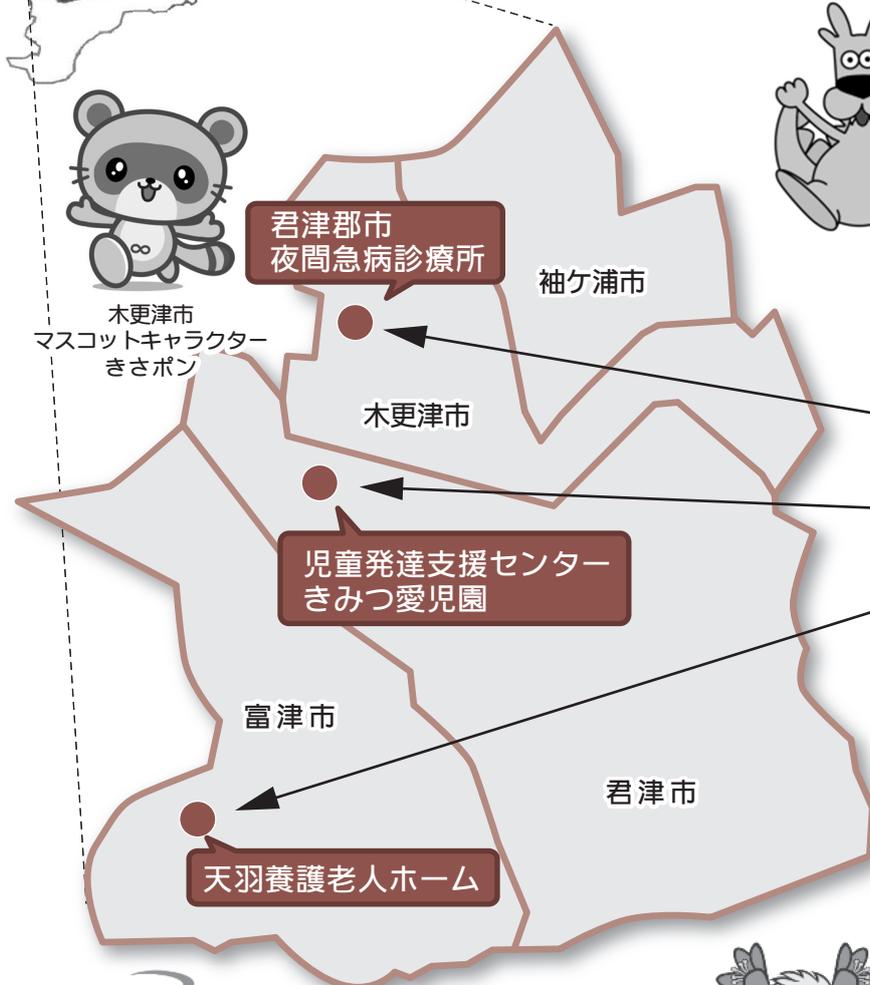
きみつ広域だより

2019
(令和元年)
11月発行
第47号

発行・編集／君津郡市広域市町村圏事務組合 総務課
〒292-0832 木更津市新田3-2-27 ☎(0438) 25-6121
HPアドレス／<http://www.kouiki-kimitsu.jp/>



君津郡市広域市町村圏事務組合は、昭和44年10月15日に木更津市、袖ヶ浦町、平川町、富来田町、小櫃村、上総町、君津町、小糸町、清和村、富津町、大佐和町、天羽町の12市町村により、地域社会の変貌に伴う行政の広域化に対応し、君津地域の均衡ある発展を目指すことを目的に設立されました。現在の構成団体は木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の4市です。



君津郡市広域市町村圏事務組合は主にこんな仕事をしています。

- ① 夜間急病診療所などの救急医療に関すること
- ② 児童発達支援センター きみつ愛児園の管理運営
- ③ 天羽養護老人ホームに関すること
- ④ 関係市等の職員の共同研修の実施
- ⑤ 社会福祉法人の指導監査に関すること
- ⑥ 専用水道等に関すること

主な 記載内容	◎職員共同研修・専用水道等 ……………	2 頁	◎人事行政の運営等の状況等 ……………	6 頁
	◎天羽養護老人ホーム ……………	3 頁	◎議会関係・社会福祉法人関係等 ……………	7 頁
	◎児童発達支援センター ……………	4・5 頁	◎四市救急医療のしくみ ……………	8 頁

職員共同研修事業の紹介

君津郡市広域市町村圏事務組合では、行政に携わる職員の資質向上を目的とした共同研修を実施しています。年間7課程、計8回の研修を行い、公務員として必要な知識や技能の習得を図り、職務遂行にあたり必要となる能力を養うことを目的としています。

研修参加対象は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、かずさ水道広域連合企業団、君津中央病院企業団及び君津郡市広域市町村圏事務組合の職員です。

各研修課程のご紹介

1. 新規採用職員研修

(対象：研修開催年度の新規採用職員)

職務を遂行するにあたって必要である、市民対応のスキルアップ、日々の担当業務の処理能力向上及びメンタルヘルス意識の醸成を目的とした内容の研修を行います。

2. 初級職員研修

(対象：採用後3～6年目の職員)

公務員の職務の基礎となる法改正等の手法の習得、市民の皆様からのご意見への対応方法、業務や時間の管理能力の向上を目的とした内容の研修を行います。

3. 中級職員研修

(対象：採用後5～9年目の職員)

より高度な法改正等の手法の習得、中堅職員としての業務と時間の管理、当圏域の将来像の展望及びメンタルヘルス意識の醸成（新規採用職員研修の復習を含む）を目的とした内容の研修を行います。

4. J S T 基本コース研修（年2回実施）

(対象：係長相当職3年以内の職員)

・J：人事院 ・S：スーパーバイザリー ・T：トレーニング

係長相当職の職員を対象に、職場におけるマネジメント、リーダーシップ及びコミュニケーション能力の向上を目的とした課程の研修を行います。



▲中級職員研修内でのグループ討議の様子
(令和元年7月9日～11日に実施)



▲J S T 基本コース研修内でのグループ討議の様子
(令和元年7月17日～19日に実施)

5. 課長補佐研修

(対象：課長補佐相当職の職員)

ハラスメント対策、組織全体でのメンタルヘルスケアの知識と手法、行政運営を行う中での君津地域内の現状と今後の課題について学び、管理職員としての知識の強化や能力の養成を目指します。

6. 接遇研修

(対象：採用後5年以上の職員)

一定の職務経験を積んだ後に、改めて窓口対応能力の向上や行政対象暴力事案への対応方法の習得を目的とした研修を行い、更なる住民福祉及び住民満足度の向上を図ります。

7. 管理職研修

(対象：管理職の職員)

近年、社会問題にもなっている、ハラスメントの防止策やメンタルヘルスラインケア（職場内での支援方法など）の基本的知識を習得し、よりよい職場環境の醸成を目指します。

専用水道等管理事業の紹介

君津郡市広域市町村圏事務組合では、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に係る次に掲げる業務及びこれらに付随する業務を行っています。

- ・ 専用水道の布設工事設計の確認
- ・ 専用水道の施設基準及び簡易専用水道の管理基準に係る改善の指示及び給水停止命令
- ・ 専用水道の給水開始の届出受理
- ・ 専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告徴収及び施設の設置場所への立入検査
- ・ 専用水道の業務委託の際の届出受理
- ・ 飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年厚生省生活衛生局長通知）の対象施設に係る衛生確保対策に関すること。

※ 各水道の手引き等詳しく知りたい方は、当組合ホームページをご覧ください。

天羽養護老人ホーム

〒299-0621
 富津市竹岡 9 8 2 - 1
 ☎(0439) 67-8233
 指定管理者
 社会福祉法人 あたご会

天羽養護老人ホーム 生活相談員の仕事とは

養護老人ホームには様々な職種の職員がいます。今回は入所者の施設生活を支える生活相談員の仕事をご紹介します。

生活相談員は、入所者の希望や状況を把握し、施設での生活について計画を作成し、それに沿った支援が行われるように必要な調整を行います。簡単に「必要な調整」といいますが、業務の内容は広く、施設内では、入所者からの相談を受けたり、施設の他の職員と入所者の課題について話し合いや調整を行ったりしています。また、各市町村担当者や医療機関・介護事業所等、施設外の機関との調整や入所者の家族との連絡・調整も重要な業務となります。

入所者の生活のためには、通院や買い物等に付き添いすることも多く、養護老人ホーム内のマルチプレイヤーともいえる、施設の要です。

生活相談員に聞きました！

Q1 どのような方が天羽養護老人ホームに入所しますか？

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済上の理由により居宅生活が困難な高齢者（65歳以上）が市区町村の「措置」によって入所できる施設です。

Q2 どのような流れで天羽養護老人ホームに入所できますか？

各市町村にある高齢者の担当課などの窓口や地域包括支援センターなどの相談機関に相談し、市区町村窓口に入所の申し込みを行います。本人及び介護義務者などの養護の状況、心身状況、経済状況などに関する調

査が行われ「入所判定委員会」で健康診断の結果と調査結果をもとに必要な性が認められた場合に入所となります。

Q3 生活相談員として大変なことありますか？

自立されている方から介護が必要な方まで、また生活歴も様々な方が集団生活を行っていただきます。時には入所者同士でのトラブルもあり、対応に苦慮することもあります。

Q4 生活相談員として心掛けていることはありますか？

入所者の希望を聞き取り他の職員とも情報共有し、今後の介



裏千家鈴木崇文先生を講師に招き、令和元年5月7日に「お茶会」を開催しました。5月に見ごろを迎える、あやめ“に見立てた和菓子をご用意し、先生と職員の点てたお茶に皆さん大変喜ばれていました。

ほんのわずかな時間でしたが、日本の伝統文化でもある茶道に触れた癒しのひとときでした。

Q5 生活相談員として今後どのような高齢者支援がしていきたいか、目標はありますか？

施設内の支援にとどまらず、地域貢献も視野に入れていきたいと思っています。地域の方々と協力、連携した高齢者支援を行っていききたいと思っています。

お知らせ

天羽養護老人ホームの施設の移行について

広報第46号でもお知らせしたとおり、天羽養護老人ホームは令和3年度から民間事業者へ移行します。

移行に伴い場所も以下のとおり変わります。

- ・事業者名 社会福祉法人 あたご会 (富津市豊岡1768)
- ・設置場所 富津市豊岡1728-1 (旧関豊小学校跡地の一部)
- ・構造等(予定) 鉄骨造2階建て 1863㎡
- ・移行日 令和3年4月1日



児童発達支援センター

きみつ愛児園

〒299-1173

君津市外箕輪1041 ☎ (0439) 53-1161・1162



どんな施設なの？

きみつ愛児園は、君津郡市広域市町村圏事務組合が管理運営している公立の「福祉型児童発達支援センター」です。発達に不安や遅れのある就学前のお子さんを対象に、集団や個別での日常生活動作や機能訓練を行い、家庭や社会でより良い生活が送れるように支援することを目的にしています。

愛児園はこんなところ

自分で身の回りのことをしたり、上手にコミュニケーションをとることが難しい子、話すことが苦手な子などが毎日通っています。

発達に遅れや偏りがある乳幼児に向けた、ポータージェ早期教育プログラムを用いて、職員との個別指導を行ったり、『生活リズムを整える』『基本的な生活習慣（食事・排泄・着脱）を身に付ける』『社会性・言語・コミュニケーション能力を育てる』等日々の生活や遊びの中で、一人ひとりに合わせた対応を心がけ、持っている力を十分に発揮できるように支援しています。

園全体では、6クラスあります。その内の1クラスは、手足など体に不自由さ

があり、思うように体を動かしたり、上手に姿勢を保つことや立って歩くことが難しいお子さんが、保護者と一緒に通っています。

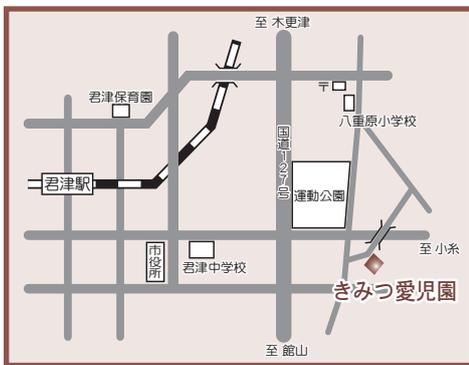
個々の状態に合った個別の療育を行うことや、お友だちと一緒に、様々な遊びが経験できるよう工夫しながら対応しています。

このように、色々な活動や回りの人との関わりを通して発達が促されたり、社会性が育つような働きかけも行っています。

また、同じような悩みを持つ保護者どうしが、相談したり情報提供する場にもなっています。

その他、園外活動、遠足や運動会などの楽しい行事に参加したり、君津市内の保育園に行き、遊びを通して交流を深めることも行っています。

案内図



◆ 外来支援

*つくしんぼ教室

親子で参加する小集団活動

5月～2月（木曜日）

14時30分～15時30分

*個別相談

◆ 障害児相談支援

福祉サービスを利用する18歳未満のお子さんが対象です。

サービスを利用するための手続きの支援や、各事業所者との連絡調整を行うことや、利用計画書等を作成します。

また、利用状況等の確認やフォローアップも行っています。

◆ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校等児童が集団生活を営む施設に通う障害のあるお子さんを対象に、該当する施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

※各支援の相談は随時受け付けていますので、まずはご連絡ください。

【受付】

月～金曜日 土・日・祝日等を除く

【時間】

9時～17時

バス通園

木更津市・君津市・
富津市・袖ヶ浦市の圏
域内を3台の通園バス
が運行しています。



給食

きみつ愛児園では、食形態に配慮し、普通食の他、ペースト食の提供もしています。また、上手に食べることが難しいお子さんには摂食指導を行い、日大松戸歯学部先生や、当園の看護師が保護者にアドバイスをしたり、給食試食会を開いて、栄養士が食に関する相談に乗るなど、家庭での食事にも応援しています。



給食試食会での保護者の声

偏食なので、給食の作り方やアイデアを参考に家でも作りたいと思います。

愛児園の一日

14:30	14:00	13:40	13:00	11:35	11:00	10:00
降園 (木曜日は14時降園)	帰りの会	水分補給 帰りの支度	活動 (集団・グループ・個別)	手洗い 給食準備 給食	活動 (集団・グループ・個別)	登園開始 朝の支度 体操 朝の会

教材

歌の時間に使う手作り教材です。目で見てわかりやすく楽しくめるよう工夫しています。



行事

年間を通じて色々な行事を行っています。



急募

児童発達支援センター
きみつ愛児園 臨時保育士

資格・人数 保育士2名程度
勤務時間等 7時間45分(8時30分~17時15分)
月~金曜日(土・日・祝日等を除く)
問合せ先 きみつ愛児園
☎ 0439-53-1162



平成30年度 君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び君津郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成30年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況等

(単位：人)

区分	管理者※2	教育委員会	議会	計
(1) 職員数 ※1	31		1	32
(2) 採用者数	3			3
(3) 退職者数	4			4
定年	1			1
定年以外	3			3
(4) 職位別昇任者数	2			2
局長級				
次長級				
課長級				
課長補佐級	1			1
係長級	1			1
主任級				

※1 平成31年3月31日現在

※2 管理者の事務局（総務課、企画財政課、児童発達支援センター、会計課）

2 職員の人事評価の状況

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年評価を実施しています。平成30年度は、次の内容で実施しました。

《評価期間》 平成30年4月1日～平成31年3月31日 《評価対象者》 全職員

《評価項目》 倫理、判断、知識・技能、業務遂行、人材育成等

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の被処分者数 1人 (2) 懲戒処分の被処分者数 1人

5 職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、さらには政治的行為の制限等に関する規定の遵守が求められています。

6 職員の退職管理の状況

課長級以上の退職者の再就職の状況 (単位：人)

営利企業等に再就職した者	組合の再任用職員となった者	その他（在家庭等）
0	0	0

8 職員の福祉等の状況

(1) 職員互助会及び職員共済組合の事業概要

ア 千葉縣市町村職員共済組合

組合員の掛金と組合の負担金で運営され、退職者への年金給付、育児休業・介護休業手当金の給付、組合員の臨時の支出に対する貸し付け、健康保険などの業務を行っています。

イ 千葉縣市町村職員互助会

職員の掛金と組合の負担金で運営され、弔慰金や災害給付金の支給、保養所などの利用助成などを行っています。

(2) 公務災害補償の状況 該当者なし

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員給与費の状況 ※1 (単位：千円)

給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	対象職員数※2	1人当たり給与額(年額) ※3
121,958	24,843	49,273	196,074	34人	5,767

※1 平成30年度決算

※2 平成30年4月1日現在

※3 職員給与費計÷対象職員数で算出

(2) 平均給与月額（給与月額、諸手当）及び平均年齢 ※1 (単位：円)

区分	平均給与月額			平均年齢
	給料月額	諸手当	計	
一般行政職	299,964	66,056	366,020	41歳10月

※1 平成30年4月1日現在の職員の状況です。

(3) 勤務時間の状況 ※1

区分	勤務時間	休憩時間
月～金曜日	8時30分～17時15分	12時15分～13時15分

※1 標準的なものです。

(4) 年次有給休暇の平均取得状況（平成30年度実績）

対象職員数 ※1	平均取得日数 ※2
32人	9.61日

※1 平成31年3月31日現在（平成30年度中の退職者を除く）

※2 平均取得日数は、小数点以下第3位を四捨五入

(5) 育児休業の取得状況

女性 2人（うち前年度からの取得者1人） 男性 0人

7 職員の研修の状況

研修所等が実施する研修の実績（受講者数） (単位：人)

千葉県自治研修センター	組合共同研修	その他研修
10	8	32

II 公平委員会の状況

1 千葉縣市町村公平委員会の概要

千葉縣市町村公平委員会は、地方公務員法の規定により、主に次の業務を行うために共同設置されています。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

2 千葉縣市町村公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（種別・件数）：実績なし
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（種別・件数）：実績なし

組合議会

平成31年2月4日及び令和元年8月1日に組合議会定例会を開催しました。

2月組合議会定例会では、副管理者選挙が行われ、高橋恭市氏（富津市長）が再選しました。

なお、上程された議案及び結果については、次のとおりです。



8月定例会の様子

提出議案			議決結果
平成31年2月定例会	議案第1号	平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）	原案可決
	議案第2号	平成31年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算	原案可決
	議案第3号	君津地方視聴覚教材センターの設置及び管理に関する条例及び君津地方児童生徒結核対策委員会設置条例を廃止する条例の制定について	原案可決
	議案第4号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第5号	職員の給与に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第6号	君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について	原案同意
	議案第7号	君津郡市広域市町村圏事務組合監査委員の選任について	原案同意
令和元年8月定例会	議案第8号	平成30年度君津郡市広域市町村圏事務組合歳入歳出決算の認定について	原案認定
	議案第9号	令和元年度君津郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）	原案可決
	議案第10号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第11号	君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第12号	君津郡市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例及び君津郡市広域市町村圏事務組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第13号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
	議案第14号	天羽養護老人ホームの指定管理者の指定について	原案可決
	議案第15号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	原案可決

情報公開制度の施行状況・個人情報保護制度の運用状況

平成30年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に伴う請求件数、開示件数、非開示件数は0件でした。

福祉サービスに対する苦情受付状況

平成30年度の天羽養護老人ホーム及び児童発達支援センターきみつ愛児園における苦情件数は0件でした。

社会福祉法人関係事務の概要

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された法人をいいます。君津郡市広域市町村圏事務組合では社会福祉法人の指導監査を行っています。

平成30年度圏域内法人数及び監査状況（平成31年3月31日）（単位：件）

区分	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	計	
所管法人数	11	6	9	7	33	
指導監査実施件数	8	3	7	6	24	
内訳	文書指摘	4	1	6	3	14
	口頭指導等	4	2	1	3	10

夜の発熱、急病は!!

(内科・小児科)

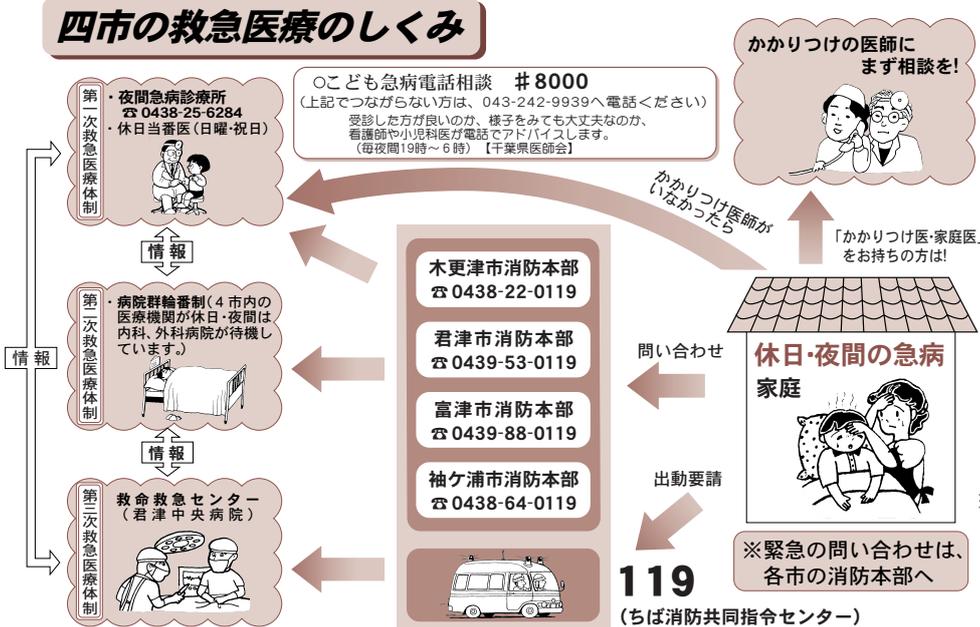
君津郡市 夜間急病診療所

☎(0438)25-6284 (毎日20時~23時)

休日・夜間医療体制

木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市

四市の救急医療のしくみ



お知らせ

休日(日曜・祝日)又は夜間に急病になった時の医療機関として、休日当番医及び夜間急病診療所が設けられています。

休日当番医

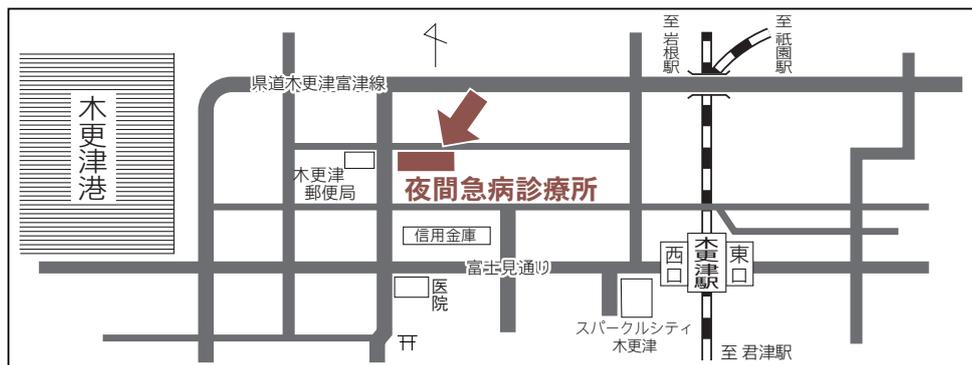
休日に急病人が早く適切な医療を受けられるよう、君津木更津医師会の協力を得て休日当番医を実施しています。

当番にあたる病院や医院は、各市の広報紙又は当日の新聞紙上に掲載されていますのでご覧ください。

毎夜間診療しています

※荒天の場合は休止となる場合があります。急病の場合は各消防署へ問い合わせ下さい。

年末年始	12月31日から1月3日の診療時間
	・ 9時~17時(昼間)
	・ 20時~23時(夜間)



- 診療科目 内科・小児科
- 場所 旧木更津市保健相談センター内1階 (木更津市中央1-5-18)

お願い

- ◎ 夜間急病診療所へは、保険証・医療受給者証等を、必ず持参してください。この保険証・医療受給者証等がないと治療費を全額負担していただくことになります。
- ◎ 同診療所では、やけどや外傷など、外科系の診療は行っておりません。

問合せ先

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課

☎(0438)25-6121

月~金 8時30分~17時15分 (土・日・祝日等を除く)

木更津市新田3-2-27

徴収事務を委託

君津郡市広域市町村圏事務組合では、次のとおり事務の委託を行いました。

委託業務	君津郡市夜間急病診療所 使用料及び手数料徴収事務
受託者	(一社) 君津木更津医師会 会長 神田 豊彦
期間	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで